

クラウドサービスライセンス 一式 仕様書

平成29年12月



独立行政法人 国立高等専門学校機構

1. 調達の背景及び目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という）において、全国 51 国立高専（以下「高専」とする）にかかる業務システム等の共通基盤を、パブリッククラウド型サービス「Microsoft Azure」（以下「Azure」という）を用いて構築している。

本仕様書では、パブリッククラウドサービスの継続運用（Azure 上で稼働あるいは開発中の機構で運用する各種情報システムを含む）のライセンス調達を目的としている。

2. 調達内容の要件

A) パブリッククラウドサービスの利用ライセンス

「Microsoft Azure（ライセンスプログラム名：EES）」相当以上のクラウドサービスに対して、Azure Monetary Commitment を 300 ライセンス相当以上、を調達すること。又は同等以上の性能・機能を持つライセンスを調達すること。

上記クラウドサービスは、Azure Security Center 相当のサービスを含むクラウドサービスであること。利用期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

B) 現在、高専機構で利用中のクラウドサービス（Azure）上で稼働中システムの移行作業（ただし、必要な場合のみ）

平成 30 年 3 月 23 日までに移行作業・動作確認を完了し、平成 30 年 4 月 1 日からシステムが利用可能であること。

3. 調達内容の詳細要件

3-1. パブリッククラウドサービスライセンス

- 3-1-1. Microsoft 社製 Azure Monetary Commit 相当、又は同等以上の機能を持つソフトウェアライセンスを 300 ライセンス以上有すること。
- 3-1-2. パッチ適用などのメンテナンス時に、サービスを停止しない構成が構築可能であること。
- 3-1-3. 日本国内の 2 か所以上のデータセンターを設けることにより、大規模災害時にも業務の継続が可能な構成を確保できること。また日本国内の 2 か所以上のデータセンターは、同時被災を回避するため、300km 以上離れた遠隔地であること。
- 3-1-4. IaaS および PaaS の両形態を提供し、システムの特徴に合わせて選択できること。
- 3-1-5. 用意するクラウドサービスは ISO/IEC 27001 および ISO/IEC 27018 に準拠し、ISMS 審査機関による認証を証明できること。
- 3-1-6. クラウドサービスを提供するシステムインテグレータは SOC 1/SOC 2/SSAE 16/ISAE 3402 および SOC 3 の証明書を取得していること。
- 3-1-7. 用意するクラウドサービスは「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の独立行政法人に係る基準に準拠していること。
- 3-1-8. 用意するクラウドサービスの準拠法は日本の法律であること。また、管轄裁判所を日本国内の裁判所とすること。

3-2. パブリッククラウドサービス ライセンス調達の要件

本ライセンス調達において、重要なのは「既にクラウド上に構築され稼動しているシステムが、途切れること無く稼動し続ける」ことである。

- 3-2-1. クラウドのライセンス調達にあたり、現在、機構にて利用中のクラウドサービス (Azure) の利用契約を延長 (利用状況を引き継いでの再契約) する形での調達が可能な場合、現在稼動中のシステムは継続稼動が可能となる為、システム移行作業は不要である。
- 3-2-2. 上記継続稼動が出来ない場合、システム移行作業が必要となる。
 - 3-2-2-1. 移行対象は
 - A) クラウド管理者の情報 (全体管理者、プロジェクト管理者の登録状況)
 - B) クラウド上で稼働中の全ての仮想システム (管理者権限、稼働データ等を含む)
 - C) 管理者、仮想システムを含めたプロジェクトの枠組み、関係情報となる。
 - 3-2-2-2. 管理者情報、およびプロジェクトの枠組みに関しては、同等以上の設定であれば可とする。
 - 3-2-2-3. 仮想システムに関しては、現在のシステムとの動作互換性が保たれていることが必須である。
 - 3-2-2-4. 移行にあたっては、作業日程と体制に基づき、クラウド上の移行対象システムを管理する機構本部または高専 (以下「管理高専」とする) との調整を密にしながら、各種管理 (進捗や課題等) を実施すること。
 - 3-2-2-5. 設計に必要な各種情報等について、管理高専にヒアリングするためのヒアリングシートを作成し収集すること。
 - 3-2-2-6. 収集したヒアリングシートを精査し、詳細及び運用設計等を行い管理高専の承諾を得ること。
 - 3-2-2-7. 設計に基づき動作検証を行い、動作、品質、パフォーマンス、セキュリティ等を確認し、管理高専の承諾を得ること。
 - 3-2-2-8. システム移行に関して、本仕様書に明示されていない詳細設定については、管理高専と協議の上で決定すること。
 - 3-2-2-9. 構築および動作検証において不具合が発生した場合は、原因の切り分けを行い対処すること。
- 3-2-3. 現在、クラウド上で稼動しているシステムを以下に示す。
 - ・ Unified-One → Office365 連携用 Active Directory
 - ・ Web シラバス
 - ・ 統合 DB (KOREDA)
 - ・ 学生情報移行システム
 - ・ 学生ポートフォリオ
 - ・ 教材共有システム
 - ・ 学生情報統合システム
 - ・ 時間割システム
 - ・ 統合 DB (KOREDA) コアシステム
 - ・ Learning Management System (Blackboard)
 - ・ 進路支援システム
 - ・ 機構本部 DNS
 - ・ 機構本部用サイボウズ
 - ・ 高専統一ネットワーク用 IDP サーバー

以上は機構本部で主導しているシステムであり、設計資料等は機構本部で収集、準備が可能である。

その他に各高専で作成されたシステムがあり、それらの設計資料等は作成した管理高専への問合せが必要である。

3-2-4. 現在構築中のシステムも多数存在し、これらも移行の対象となる。

3-2-5. その他、機構および各高専がクラウド上システムの継続利用に際して、必要な手続き等が発生する場合は、そのサポートを行うこと。(DNS 設定情報の提供など)

4. 納品物

パブリッククラウドサービスのライセンス

5. 検査及び検収

機構の立ち会いのもと行われる動作確認及び納品成果物の納入をもって検収とする。

6. 機密保持

- ① 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- ② 受注により知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ③ 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前に承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- ④ 当機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。但し、業務上やむを得ず複製する場合であつて、事前に書面にて当機構の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあつても使用終了後はその複製を機構本部に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

7. 損害賠償

請負者が本契約に違反して、機構が損害を被った場合には、機構は請負者に対して損害賠償を請求し、かつ、機構が適当と考える必要な措置をとることを請求できる権利を有するものとする。

8. その他

本調達の実行について疑義が生じたとき、又は本調達に伴い機構とかわす契約書に定めのない事項については、機構及び受注者の双方で協議のうえ決定すること。